

社会保障や税、災害対策の行政手続きなどが効率的で便利に！ マイナンバー制度が始まります



▲マイナンバー制度
広報用ロゴマーク
マイナちゃん

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が成立し、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されることになりました。

◆「マイナンバー」は12桁の番号

マイナンバー（個人番号）とは、住民票がある全ての人が持つ12桁の番号のことです。

◆マイナンバー制度の導入で

より効率的に、より便利に

- マイナンバー制度の導入で、次のことが改善されると言われています。
- 行政の効率化：行政機関・地方公共団体での作業が効率化されることで手続きがスムーズになります。
- 国民の利便性の向上：各種申請時に必要な証明書などの書類の添付を省略できるようになります。

○公平・公正な社会の実現：「所得」や「行政サービスの受給状況」などが正確に把握しやすくなるため、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。また、不当に負担を免れることや不正受給を防止します。

◆どんなときに利用するの？

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野において、法律や市の条例で定められた行政の手続きにのみ利用されます。

このため、市民の皆さんは、例えば年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当・その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きで、申請書などにマイナンバーの記載が必要になります。

また、税や社会保障の制度では、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うことがあるため、勤務先、証券会社、保険会社などからマイナンバーの提出を求められる場合があります。

◆マイナンバーについて

詳しく知りたいときは…

マイナンバー制度に関するホーム

ページ（内閣官房）

<http://www.cas.go.jp/seisaku/>

bangoseido/

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）※通話料がかかります。

☎0570・20・0178

☎0570・20・0291

※外国語対応（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）

受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

マイナンバーを記載した「通知カード」をお届けします

◆10月から通知カードを送付します



▲通知カード

◆個人番号カードを受け取るには…

- ①10月以降、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが簡易書留で届く。
- ②同封されている個人番号カード交付

知カードを受け取ることができない場合は、別途手続きが必要ですのでお問い合わせください。

○東日本大震災の被災者で住民票を被災地に残したまま伊賀市にお住まいの人

○長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していない人など

○成年被後見人

※通知カードの交付手数料は無料ですが、紛失などで再発行を行う場合は手数料（500円）が必要です。

◆持っている便利な個人番号カード



▲個人番号カード

個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、コンビニエンスストアでの証明書の取得や、e-Taxをはじめとした各種行政手続きのオンライン申請などに利用できます。

※個人番号カードは、申請により平成28年1月以降に交付します。

申請書に、顔写真を添えて郵送する。
※スマートフォンなどを利用した
ウェブ申請も可能です。

③平成28年1月以降、はがきで交付
通知書が送付されたら、本人確認
できる運転免許証などの身分証明
書、通知カード、住基カード（お
持ちの人のみ）、交付通知書を持っ
て、住民課または各支所住民福祉
課の交付窓口へ行く。

※原則、本人への手渡しとなります。
※初回の交付手数料は無料です。（紛
失などで再発行を行う場合は手数
料1,000円が必要です。）

④本人確認の上、暗証番号を設定す
ること、個人番号カードが交付

される。（通知カードや住基カード
と引き換えです。）

※「個人番号カード」の交付に伴い、
現在の「住基カード」の新規発行
は12月で終了します。ただし、す
でにお持ちの住基カードや発行済
みの電子証明書は平成28年1月以
降も有効期限まで引き続きご利用
いただけます。

※住基カードへの電子証明書発行は、
12月22日で終了します。以降はお
持ちの住基カードが有効なもので
あっても、そのカードに新たに電
子証明書を発行することはできま
せん。引き続き電子証明書の利用
を希望する人は個人番号カードの

交付を受けてください。

◆個人番号カードで

電子証明が利用できます

次の電子証明が利用できます。

○署名用電子証明書…インターネット
上で電子文書を送信する際などに、文
書が改ざんされていないかなどを確認
することができるしくみで、e-Tax
Xの確定申告などに利用できます。

※15歳未満の人には発行できません。

○利用者証明用電子証明書…インター
ネットを閲覧する際などに、利用者
本人であることのみを証明するしく
みで、各種行政手続きのオンライン
申請の際、本人であることの認証手
段として利用できます。

有効期限は、証明書発行日から申
請者の5回目の誕生日までです。

◆通知カードを大切に保管しましょう

通知カードは住所・氏名・性別・生年
月日のほかに、今後身近な手続きの
ときに使用することになるマイナン
バーが記載された非常に大切なカ
ードです。届いた通知カードは紛失し
ないように大切に保管してください。

【問い合わせ】

○マイナンバー制度について
広聴情報課 ☎22・9625
○個人番号カードについて
住民課
☎22・9645 FAX22・9643

「防災の日」と「防災週間」

約90年前の大正12年9月1日は、関東大震災が
起きた日です。私たちは、9月1日を防災の日、8月
30日～9月5日を防災週間と定め、災害に対する認
識を新たにする機会としています。

この機会に、近い将来に発生が予想されている南海トラ
フ巨大地震の被害とその対策について考えてみませんか。

《地震のしくみ》地球の表面は、十数枚のプレート（巨
大な岩盤）で覆われ、それらは、常に移動し続けてい
ます。日本列島は陸側のプレートと海側のプレートの
境界付近に位置しており、陸側プレートの下へは東か
らの太平洋プレートと南からのフィリピン海プレート
が潜り込み続けています。そのプレート同士の摩擦の
影響で日本では、巨大な地震が定期的に発生しています。

《「南海トラフ」とは》

フィリピン海プレートの活動により、静岡県伊豆半
島付近から、愛知・三重・和歌山・徳島・高知・宮崎
県沖の浅い海域に、連続した大きな溝が作られていま
す。これを「南海トラフ」と呼び、三重県などに大き
な被害を発生させる地震の震源域となっています。

《大きな地震が発生する周期》南海トラフを震源とす
る大きな地震は、約100～150年の周期で発生して
おり、前回の地震発生から約70年が経過しています。

今後30年間に南海トラフ地震が発生する確率は
「70%」とされており、大変高い確率となっています。

《伊賀市での被害予想》

この地震が発生すると、全国で約33万人が亡くな
り、県内でも約5万3,000人が亡くなるとの想定が
発表されています。伊賀市では、市内のほぼ全域で震
度6弱の地震が発生し、約1,900棟の建物が倒壊、
それらが原因で約70人の死者、約200人の重傷者、
約1,300人の軽症者が発生すると推計されています。
※被害数は、国・県が想定する最大の数値です。

《減災の取り組み》被害を軽減させる取り組みとし
て、建物耐震補強や家具固定などの事前対策が必要で
す。建物を耐震化することで、死者を7分の1に減ら
すことができるとされています。伊賀市では、昭和
56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を無
料で実施しています。また、耐震補強が必要な住宅の
設計・工事費に補助を行っています。

災害が発生したときは、ご近所での助け合い（共助）
が大切です。しかし、自分の命を失ったり、けがをし
てしまったら助け合うことができません。まずは、家
族や自らの命を守る取り組み（自助）が大切です。

【問い合わせ】総合危機管理課 ☎22-9640 FAX24-0444
耐震について：建築住宅課 ☎43-2330 FAX43-2332